

丹波市電気自動車用普通充電設備導入事業 - 公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び評価基準-

1 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領

丹波市電気自動車用普通充電設備導入事業（公募型プロポーザル仕様書）（以下「仕様書」という。）の内容を理解したうえで、以下の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

- (1) 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適合した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。
- (2) 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の運用に支障をきたすことのないよう EV 充電設備の規模を提案するものとし、その整備方針を示すこと。
- (3) ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応について示すこと。
- (4) 本事業の期間中は事業者の責任において、EV 充電設備の維持管理及び運営を行い、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。
- (5) EV 充電設備の利用により生じた電気料金の負担の方法等を示すこと。
- (6) 事業者は利用料金を決定し、利用者から当該利用料を徴収する場合には、利用料金形態を含めた事業全体の収支計画について示すこと。また、1分あたりの利用料金による提案においても、目安として 1kwh あたりのおおよその利用料金について示すこと。なお、実際の利用料金については、協議の上決定するものとする。
- (7) 利用者の支払い方法を含め、EV 充電設備の利用方法を示すこと。また、想定される充電 1 回あたりの充電利用時間についても示すこと。
- (8) EV 充電設備の整備にあたっては、地域経済への還元のため可能な範囲で市内事業者を活用すること。また、周辺施設への経済貢献に関する提案があれば積極的に示すこと。
- (9) 電気自動車や脱炭素等について、市民への啓発に関する提案があれば積極的に示すこと。また、環境に配慮された電気の使用があれば積極的に示すこと。

2 審査に係る基本的な考え方

審査は、参加申請書及び企画提案書を提出した事業者を対象として、企画提案書の内容について、丹波市電気自動車用普通充電設備導入事業公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）により、企画提案審査をオンラインにて実施する。評価は、評価結果を数値化する採点方式を採用し、最低水準点（総合評価点：50 点）を超えた事業者のうち、総合評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、参加者が 4 者以上の場合、事務局による書類審査を行い、3 者程度を選定したうえで評価委員会による審査を行う。3 者以下の場合、評価委員会による審査を行う。

(1) 最優秀提案者の選定方法

最低水準点（総合評価点：50 点）を超えた事業者のうち、総合評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

参加資格事業者が1者の場合でも審査を実施し、評価委員会において最低水準点を満たし、適切な事業者であるかを審査する。

(2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、評価委員会の協議により最優秀提案者を決定する。

3 企画提案審査概要

(1) 実施日時 令和6年10月15日（火）（時間未定）

(2) 実施場所 オンラインによる実施

(3) 実施時間 1者あたり40分以内とする（事業者による企画提案、評価委員会による質疑応答それぞれ20分以内）。

4 評価の方法

評価は、以下の手順で行う。なお、各評価点の算出にあたっては、小数点第一位までを有効とし、小数点第二位以下を切捨てる。

(1) 評価項目の視点及び配点

評価項目は、「1 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領」にしたがい、その視点及び配点は別表1「評価項目の視点・配点」のとおりとする。

(2) 評価基準

企画提案書の各評価項目は、次の評価基準に応じて付与点を採点する。

評価基準	付与点	(例) 配分 10点の場合
特に優れた提案である	配分点×1.0	10×1.0=10点
優れた提案である	配分点×0.8	10×0.8= 8点
想定した程度の提案である	配分点×0.5	10×0.5= 5点
想定を下回る提案である	配分点×0.2	10×0.2= 2点

(3) 総合評価点

(2) の評価基準（配分100点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数を「総合評価点」とする。

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{各委員の合計点数} \div \text{委員人数} \text{ (小数点第二位以下切捨)}}$$

別表1 評価項目の視点・配点

評価項目 (1との関連)	視点	配点
事業スケジュール、 充電設備の整備、業 務実績など 【(1)～(3)】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スケジュールは適切に組まれているか。 ・設置について、施設の運用に支障をきたさない方針が示されているか。 ・本事業と同種又は類似の事業実績はあるか。 ・ユニバーサルデザイン・バリアフリーを考慮した提案であるか。 	30点
維持管理及び緊急時 の対応【(4)】	<ul style="list-style-type: none"> ・運転状況の確認や維持管理の方法は具体的で、かつ、本市に負担を与えないものとなっているか。 ・充電設備の利用実績など、事業者が確認・管理でき、本市に報告できる仕様になっているか。 ・設備に故障や異常が生じた場合、施設の運用に支障をきたさない方法が示されているか。 ・充電設備に故障や異常が生じた場合、部品交換や修理を迅速に行うことが可能か。 ・災害や事故等のトラブルが発生した場合、本市に負担を与えない体制が整えられているか。 	30点
利用料金及び利用の 方法、電気料金の還 元【(5)～(7)】	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利用料金は明快で廉価なものか。 ・利用者が利用しやすい仕様となっており、利用方法が明示されているか。 ・利用者の問い合わせに対する窓口が整備されており、その連絡先が明示され、本市に負担を与えないものとなっているか。 ・本市への電気料金の還元の金額及び方法は明快か。 	30点
地域経済への還元・ 市民への啓発 【(8), (9)】	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所周辺施設への経済貢献となる提案が含まれているか。 ・電気自動車や脱炭素等の普及啓発に関する提案はあるか。 ・使用する電気が環境に配慮されている等の提案はあるか。 ・市内事業者の活用はあるか。 	10点